

参考2 (管理並びに処分有価証券信託の場合)

社内預金引当信託契約の一部を変更する契約書

株式会社(以下「委託者」という。)と 信託銀行株式会社(以下「受託者」という。)とは、この変更契約締結日において効力を有する社内預金引当信託契約(以下「原契約」という)の一部を下記のとおり変更することに合意のうえ、この変更契約を締結し、原契約による信託管理人たる 〃〃〃〃〃〃 は、これに同意した。

第1条

1 原契約第15条第1項を次のように改める。

- ① 元本受益者は受託者が次の各号のいずれかに該当し、かつ元本受益者の社内預金元金返還請求に応じなかつた場合のみ元本受益権を行使できるものとします。この場合、元本受益権の行使は元本受益者が個別に行うことなく、信託管理人が一括してこれを行なうものとします。
 - (1) 支払の停止又は破産、和議開始、更生手続開始、整理開始若しくは特別清算開始の申立てがあつたとき。
 - (2) 手形交換所の取引停止処分を受けたとき。
 - (3) 貨金の支払の確保等に関する法律施行令(昭和51年政令第169号)第2条第1項第5号に規定する認定の申請が受理されたとき。

2 原契約第15条中第3項を第4項とし、第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

- ② 委託者及び信託管理人は委託者が前項の各号のいずれかに該当したときは直ちに受託者に通知するものとします。

3 ア 原契約第13条第2項中「第20条」を「第21条」に改める。

イ 原契約第20条第1項中「第15条第3項」を「第15条第4項又は第16条第1項」に改める。

ウ 原契約第22条第1項中「第20条第1項」を「第21条第1項」に、「第16条」を「第17条」に改める。

エ 原契約第28条中「第22条」を「第23条」に改める。

4 原契約第29条を第33条とし、第16条から第28条までを1条ずつ繰り下げ第29条の次に次の3条を加える。

(議決権行使に関する指図)

第30条 信託財産として有する株式に係る議決権の行使については委託者とその指図を行なうものとします。

(善管注意義務)

第31条 受託者はこの信託契約の本旨にしたがい善良な管理者の注意をもって信託事務を処理するものとします。ただし、委託者が第1条第3項に定める通知又は信託財産の追加を行なわなかったために生じた損害については受託者は責任を負いません。

(信託管理人による振込)

第32条 信託管理人は第23条により、信託財産の交付を受けたときは直ちに元本受益者の受領すべき金銭を元本受益者の指定する金融機関の預貯金口座に振り込む方法により配分するものとします。

5 原契約第15条の次に次の1条を加える。

(委託者の行方不明等)

第16条 委託者の行方不明、その他やむを得ない事情により委託者が前条第3項の手続を行うことができないときは、信託管理人は当該事情を明らかにした書面及び前条第3項に掲げる事項が元本受益者の個人別に記載され、かつ、元本受益者の承認印が押印された書面を作成し、署名押印の上これに社内預金通帳、その他社内預金債権を証する書面を添えて受託者に提出し、信託財産の交付を受託者に対して請求するものとします。

2 前項による請求を受けたときは、受託者は信託管理人に対し、必要に応じ社内預金元帳その他の資料の提出を求めることができるものとします。

第2条 この契約による変更部分を除いてはすべて原契約の条項を適用する。

第3条 この契約は昭和 年 月 日から効力を生ずるものとする。

第4条 この契約書は正本3通を作成し、委託者、受託者及び信託管理人が各1通を保管するものとする。

昭和 年 月 日

住 所

委 託 者

住 所

受 託 者

住 所

信託管理人